

第7章 推進体制

1. 進捗状況の管理及び評価

(1) 市民の参画

本市には、障害者施策や事業を協議する場として、「東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」や「東大阪市こころの健康推進連絡協議会」、そして「東大阪市自立支援協議会」があります。このような委員会を中心に、定期的に障害者の実態やニーズを把握するための調査・研究を行うとともに、本計画に定められた施策の達成状況の検証などを行い、常に計画推進状況や推進上の課題が明らかになるよう努めます。

(2) 行政による計画の推進と庁内の連携

障害者施策は、保健・医療・福祉の分野だけではなく、障害者本人のライフステージやライフスタイルに応じて幅広い分野からの支援を行う必要があります。本市では東大阪市福祉推進委員会において保健・医療・福祉・教育・雇用などの庁内関係機関の連携を図り、担当部課の緊密な相互連携を図りながら、本計画に定める事業を一つひとつ着実に推進していくこととします。

2. 連携・協力体制の構築

(1) 障害のある人、障害者団体の役割

特に障害者の自立及び社会参加の支援にあたっては障害者団体の自主的な活動が重要な役割を果たしており、本計画の推進にあたってはこのような団体等との情報の共有等を引き続き図っていく必要があります。

また、共生社会を構築するためには、障害のある人自身が地域の人たちとの関わりを深め、地域の活動や社会全体に積極的に参画することも必要であり、そのための支援を推進していきます。

例えば本市ではまちづくりの方針のひとつとして「市民自治のまちづくり」を掲げて、東大阪市版の地域分権の確立に向けて市民との協働を目指しています。このような市民協働の取り組みに関して、障害のある人を含む市民全体が地域のまちづくりに積極的に関わられるような仕組みを検討していきます。

(2) 市民の役割

本計画の推進にあたっては障害の有無によって分け隔てられることのない社会や障害者への必要な配慮が実践される社会を構築することが求められます。そしてこのような地域を構築するためには市民一人ひとりの理解・気づき・行動や、市民相互の交流がより一層必要となっています。

住民一人ひとりが障害に関する知識と理解を深め、障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図り、互いの個性を尊重し合う気持ちを持つことで、身近な地域を基盤とした共生社会の実現が期待されます。

障害者の支援は障害者が直面するその時々々の困難の解消だけではなく、障害者の自立と社会参加という観点に立って行われる必要があります。そのため市等の行政に留まらず、市民による合理的配慮や市民一人ひとりの行動、様々な立場での市民活動、市民と行政の協働により実施・実現できる支援も多くあります。計画推進に際しては、より多くの声を反映するような仕組み等を検討することによって、市民全体が障害者支援に関わり、総合的に施策を推進できるように努めていきます。

(3) 地域・サービス提供事業者の役割

障害者の地域生活を支えるためには、障害福祉サービス等の「公助」による支援・サービスだけでなく、ボランティア活動や地域福祉活動による「共助」による支援・サービスも重要となります。地域においては、「地域福祉計画」に基づく地域福祉活動のほか、地域の実情と障害者のニーズに応じた創意工夫によるきめ細かな支援・サービスが展開されることが期待されます。また、サービス提供事業者には質の向上と量の確保も求められます。

(4) 企業の役割

障害者が社会的に自立した生活を送るためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業においては、法定雇用率達成の視点だけではなく、障害者が安心して就労できる就労環境や雇用条件の整備、障害者が従事できる職種の確保などが求められます。

3. 広報・啓発活動の推進

(1) 計画の周知

本計画の周知を図るため、本計画を市政だよりや市のウェブサイトで公表するとともに、市役所の広報広聴室や障害者支援室などで情報を発信します。

さらに、幅広い分野にわたる本計画について市民の理解を深め、積極的な市民参加と施策の活用を促進するため、市内の関係機関等にもPRの協力を依頼し、地域活動等を通じたきめ細かい広報・啓発活動に努めます。また、情報を得にくい環境にある障害者等に配慮しつつ、計画の周知に努めます。

(2) 障害及び障害者理解の促進

改正障害者基本法に盛り込まれた、合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止なども含めて、社会のだれもが障害者への合理的配慮を実践することが求められています。

本市では引き続き障害及び障害者に対する市民の理解を促進するための取り組みを推進します。特に、障害の概念が多様化している昨今では、かつては障害と認識されていなかった発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者など、日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要としている人への必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

具体的には障害及び障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、ライフステージに応じた福祉教育を推進します。障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小中学校等の福祉教育等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。さらに、地域における障害者への理解を促進するため、障害者が主体的に取り組む活動への市民の参画や地域の障害者施設や教育機関等と地域住民等との日常的な交流の一層の拡大を図ります。